

岩手県告示第837号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第12項の規定により、特定漁港漁場整備事業の一部を別紙のとおり廃止した。

なお、「別紙」は、省略し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年11月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	事業名	縦覧場所
音部地区	水産生産基盤整備事業	岩手県農林水産部漁港漁村課、沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター及び宮古市産業振興部水産課